

2024. 2

(議案第37号～議案第57号)

令和6年度

予 算 書

い わ き 市



# 目 次

議案第 37 号	令和6年度いわき市一般会計予算	3 頁
議案第 38 号	令和6年度いわき市国民健康保険事業特別会計予算	17 頁
議案第 39 号	令和6年度いわき市後期高齢者医療特別会計予算	27 頁
議案第 40 号	令和6年度いわき市介護保険特別会計予算	31 頁
議案第 41 号	令和6年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	35 頁
議案第 42 号	令和6年度いわき市土地区画整理事業特別会計予算	39 頁
議案第 43 号	令和6年度いわき市卸売市場事業特別会計予算	45 頁
議案第 44 号	令和6年度いわき市競輪事業特別会計予算	49 頁
議案第 45 号	令和6年度いわき市温泉給湯事業特別会計予算	53 頁
議案第 46 号	令和6年度いわき市川部財産区特別会計予算	59 頁
議案第 47 号	令和6年度いわき市常磐湯本財産区特別会計予算	63 頁
議案第 48 号	令和6年度いわき市磐崎財産区特別会計予算	67 頁
議案第 49 号	令和6年度いわき市澤渡財産区特別会計予算	71 頁
議案第 50 号	令和6年度いわき市田人財産区特別会計予算	75 頁
議案第 51 号	令和6年度いわき市川前財産区特別会計予算	79 頁
議案第 52 号	令和6年度いわき市水道事業会計予算	85 頁
議案第 53 号	令和6年度いわき市工業用水道事業会計予算	91 頁
議案第 54 号	令和6年度いわき市病院事業会計予算	93 頁
議案第 55 号	令和6年度いわき市下水道事業会計予算	97 頁
議案第 56 号	令和6年度いわき市地域汚水処理事業会計予算	103 頁
議案第 57 号	令和6年度いわき市農業集落排水事業会計予算	105 頁



# 一 般 会 計



## 令和6年度いわき市一般会計予算

令和6年度いわき市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,635,282千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、17,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内田 広之





# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		50,361,570
	1 市民税	18,445,619
	2 固定資産税	21,985,434
	3 軽自動車税	1,044,701
	4 市たばこ税	2,877,022
	5 鉱産税	1
	6 入湯税	96,276
	7 都市計画税	3,452,315
	8 事業所税	2,460,202
2 地方譲与税		1,430,577
	1 地方揮発油譲与税	278,709
	2 自動車重量譲与税	864,321
	3 特別とん譲与税	87,840
	4 森林環境譲与税	199,707
3 利子割交付金		14,031
	1 利子割交付金	14,031
4 配当割交付金		118,527
	1 配当割交付金	118,527
5 株式等譲渡所得割交付金		60,555
	1 株式等譲渡所得割交付金	60,555
6 法人事業税交付金		809,936
	1 法人事業税交付金	809,936
7 地方消費税交付金		7,629,350

(単位 千円)

款	項	金額
	1 地方消費税交付金	7,629,350
8 ゴルフ場利用税交付金		128,980
	1 ゴルフ場利用税交付金	128,980
9 環境性能割交付金		102,026
	1 環境性能割交付金	102,026
10 地方特例交付金		1,495,256
	1 地方特例交付金	1,486,088
	2 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金	9,168
11 地方交付税		19,706,680
	1 地方交付税	19,706,680
12 交通安全対策特別交付金		44,000
	1 交通安全対策特別交付金	44,000
13 分担金及び負担金		620,734
	1 負担金	620,734
14 使用料及び手数料		2,498,942
	1 使用料	1,922,829
	2 手数料	576,113
15 国庫支出金		23,273,680
	1 国庫負担金	18,156,218
	2 国庫補助金	5,013,291
	3 国庫委託金	104,171

(単位 千円)

款	項	金額		
16 県支出金		10,167,697		
	1 県負担金	6,435,874		
	2 県補助金	3,118,664		
	3 県委託金	613,159		
17 財産収入		349,994		
	1 財産運用収入	122,028		
	2 財産売却収入	227,966		
18 寄附金		962,218		
	1 寄附金	962,218		
19 繰入金		9,208,785		
	1 基金繰入金	9,208,785		
20 繰越金		1,000,000		
	1 繰越金	1,000,000		
21 諸収入		5,411,320		
	1 延滞金、加算金及び過料	44,838		
	2 市預金利子	732		
	3 貸付金元利収入	2,028,616		
	4 受託事業収入	147,190		
	5 収益事業収入	300,000		
	6 雑入	2,889,944		
22 市債		9,240,424		
	1 市債	9,240,424		
歳	入	合	計	144,635,282

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		667,641
	1 議会費	667,641
2 総務費		16,377,422
	1 総務管理費	13,792,668
	2 徴税費	1,325,779
	3 戸籍住民基本台帳費	846,943
	4 選挙費	276,795
	5 統計調査費	37,562
	6 監査委員費	97,675
3 民生費		55,602,962
	1 社会福祉費	28,127,744
	2 児童福祉費	19,417,913
	3 生活保護費	7,699,317
	4 災害救助費	357,988
4 衛生費		14,510,127
	1 保健衛生費	8,416,883
	2 清掃費	5,591,721
	3 上水道費	501,523
5 労働費		126,052
	1 労働諸費	126,052
6 農林水産業費		3,730,512
	1 農業費	2,252,214
	2 林業費	1,163,397

(単位 千円)

款	項	金額
	3 水産業費	314,901
7 商工費		3,609,687
	1 商工費	3,609,687
8 土木費		16,913,765
	1 土木管理費	504,910
	2 道路橋りょう費	3,740,386
	3 河川費	1,360,431
	4 港湾費	53,624
	5 都市計画費	8,271,612
	6 住宅費	2,982,802
9 消防費		5,768,861
	1 消防費	5,768,861
10 教育費		14,523,581
	1 教育総務費	4,686,406
	2 小学校費	1,812,162
	3 中学校費	1,234,463
	4 幼稚園費	336,464
	5 社会教育費	2,914,221
	6 保健体育費	3,539,865
11 災害復旧費		33,329
	1 厚生労働施設災害復旧費	10
	2 農林水産業施設災害復旧費	40
	3 公共土木施設災害復旧費	3,249

(単位 千円)

款	項	金額
	4 文教施設災害復旧費	20
	5 その他公共施設・公用施設 災害復旧費	30,010
12 公債費		12,271,333
	1 公債費	12,271,333
13 諸支出金		10
	1 普通財産取得費	10
14 予備費		500,000
	1 予備費	500,000
歳 出	合 計	144,635,282

## 第2表 継 続 費

(新 規)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	支所庁舎非常用発電設備整備事業	506,098	令和6年度	227,720
				令和7年度	278,378
		遠野支所庁舎整備事業	282,392	令和6年度	127,050
				令和7年度	155,342
4 衛生費	2 清掃費	南部清掃センター ごみホッパ整備事業	187,330	令和6年度	56,199
				令和7年度	131,131
7 商工費	1 商工費	海竜の里センター 観覧車等解体事業	175,670	令和6年度	79,050
				令和7年度	96,620
8 土木費	2 道橋りょう費	道路構造物長寿命化事業	203,000	令和6年度	8,000
				令和7年度	195,000
10 教育費	1 教育総務費	旧白水小学校屋内 運動場等解体事業	122,865	令和6年度	112,137
				令和7年度	10,728
	5 社会教育費	美術館非常用発電設備 更新事業	57,168	令和6年度	28,584
				令和7年度	28,584

### 第3表 債務負担行為

(新規)

事 項	期 間	限 度 額
1 固定資産宅地評価業務委託	自 令和6年度 至 令和8年度	45,152千円
2 工場等立地奨励金 (令和6年度交付決定分)	自 令和6年度 至 令和7年度	102,770千円
3 消防車両整備事業	自 令和6年度 至 令和7年度	100,372千円
4 公共施設等敷地賃借料 (令和6年度設置)	自 令和6年度 至 令和8年度	1,790千円



## 第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	千円 437,100	1 借入先 政府、県、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和6年度 ただし、市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公共施設等適正管理推進事業	886,500			
社会福祉施設整備事業	90,400			
一般廃棄物処理事業	302,200			
介護老人保健施設整備事業	11,300			
農業農村整備事業	146,800			
林道整備事業	55,200			
地域活性化事業	8,800			
道路整備事業	524,400			
辺地対策事業	49,300			
地方道路等整備事業	1,013,400			
排水路整備事業	1,113,100			
自然災害防止事業	89,600			
公営住宅建設事業	184,000			
都市計画事業	848,000			
消防施設整備事業	1,415,900			
防災施設整備事業	8,000			
学校教育施設等整備事業	597,300			
工業団地緑地関連施設等 災害復旧事業	29,900			
上水道出資債	267,700			
臨時財政対策債	1,161,524			
計	9,240,424			



# 特 別 会 計



## 令和6年度いわき市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度いわき市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,591,953千円、直診勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,115千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之



第1表 歳入歳出予算  
事業勘定  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		4,789,334
	1 国民健康保険税	4,789,334
2 使用料及び手数料		3,752
	1 手数料	3,752
3 国庫支出金		15,583
	1 国庫補助金	15,583
4 県支出金		20,688,666
	1 県補助金	20,688,666
5 財産収入		110
	1 財産運用収入	110
6 繰入金		3,028,656
	1 他会計繰入金	2,828,656
	2 基金繰入金	200,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		65,851
	1 延滞金、加算金及び過料	35,103
	2 市預金利子	1
	3 雑入	30,747
歳入	合計	28,591,953

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		430,662
	1 総務管理費	247,889
	2 徴税費	126,259
	3 運営協議会費	784
	4 国民健康保険医療費適正化 特別対策事業費	55,730
2 保険給付費		20,594,043
	1 療養諸費	17,918,399
	2 高額療養費	2,574,473
	3 出産育児諸費	75,032
	4 葬祭諸費	25,000
	5 移送費	100
	6 傷病手当金	1,039
3 国民健康保険事業費納付金		6,976,622
	1 医療給付費分	4,949,533
	2 後期高齢者支援金等分	1,502,993
	3 介護納付金分	524,096
4 保健事業費		343,897
	1 特定健康診査等事業費	243,684
	2 保健事業費	100,213
5 基金積立金		110
	1 基金積立金	110
6 諸支出金		46,619



(単位 千円)

款	項	金額		
	1 償還金及び還付加算金	36,494		
	2 延滞金	1		
	3 繰出金	10,124		
7 予備費		200,000		
	1 予備費	200,000		
歳	出	合	計	28,591,953



直 診 勘 定  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 診療収入		17,022
	1 外来収入	16,054
	2 その他の診療収入	968
2 使用料及び手数料		66
	1 手数料	66
3 繰入金		36,665
	1 他会計繰入金	26,541
	2 事業勘定繰入金	10,124
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		161
	1 市預金利子	1
	2 雑入	160
6 市債		5,200
	1 市債	5,200
歳 入	合 計	59,115

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		42,009
	1 施設管理費	42,009
2 医業費		16,805
	1 医業費	16,805
3 諸支出金		1
	1 償還金	1
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	59,115

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺 地 対 策 事 業	千円 5,200	1 借入先 政府、県、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和6年度 ただし、市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	5,200			



## 令和6年度いわき市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度いわき市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,832,091千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之





# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,715,929
	1 後期高齢者医療保険料	3,715,929
2 使用料及び手数料		670
	1 手数料	670
3 繰入金		1,103,253
	1 他会計繰入金	1,103,253
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		12,238
	1 延滞金、加算金及び過料	609
	2 償還金及び還付加算金	11,531
	3 市預金利子	1
	4 雑入	97
歳 入 合 計		4,832,091

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		99,217
	1 総務管理費	78,249
	2 徴収費	20,968
2 後期高齢者医療広域連合納 付金		4,721,338
	1 後期高齢者医療広域連合納 付金	4,721,338
3 諸支出金		11,536
	1 償還金及び還付加算金	11,536
歳 出	合 計	4,832,091

## 令和6年度いわき市介護保険特別会計予算

令和6年度いわき市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,549,599千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月15日提出

いわき市長 内田 広之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 保険料		6,948,560
	1 介護保険料	6,948,560
2 使用料及び手数料		941
	1 手数料	941
3 国庫支出金		7,340,340
	1 国庫負担金	5,548,160
	2 国庫補助金	1,792,180
4 支払基金交付金		8,421,661
	1 支払基金交付金	8,421,661
5 県支出金		4,538,757
	1 県負担金	4,302,716
	2 県補助金	236,041
6 財産収入		92
	1 財産運用収入	92
7 繰入金		5,276,945
	1 一般会計繰入金	4,941,789
	2 基金繰入金	335,156
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		22,302
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	22,299
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>32,549,599</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		562,827
	1 総務管理費	173,129
	2 徴収費	38,733
	3 要介護認定等費	343,690
	4 趣旨普及費	7,275
2 保険給付費		30,340,150
	1 介護サービス等諸費	29,556,798
	2 高額介護サービス等費	749,686
	3 諸費	33,666
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		1,535,506
	1 包括的支援等事業費	654,436
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費	877,421
	3 諸費	3,649
5 基金積立金		92
	1 基金積立金	92
6 諸支出金		11,023
	1 償還金及び還付加算金	11,023
7 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出	合 計	32,549,599

## 令和6年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和6年度いわき市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ141,657千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之





# 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		1,959
	1 一般会計繰入金	1,959
2 繰越金		43,015
	1 繰越金	43,015
3 諸収入		96,683
	1 貸付金元利収入	96,678
	2 市預金利子	1
	3 雑入	4
歳 入	合 計	141,657

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付 事業費		141,657
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付 事業費	141,657
歳 出	合 計	141,657

## 令和6年度いわき市土地区画整理事業特別会計予算

令和6年度いわき市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,799,159千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内田 広之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		98,900
	1 負担金	98,900
2 国庫支出金		175,000
	1 国庫補助金	175,000
3 繰入金		900,813
	1 他会計繰入金	900,813
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		285,445
	1 保留地処分金	285,438
	2 土地区画清算金	6
	3 市預金利子	1
6 市債		339,000
	1 市債	339,000
歳 入 合 計		1,799,159

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理費		1,217,250
	1 総務管理費	91,488
	2 事業費	1,125,762
2 公債費		581,809
	1 公債費	581,809
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	1,799,159

## 第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
勿来錦第一土地区画整理事業	千円 193,300	1 借入先 政府、県、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和6年度 ただし、市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
湯本駅周辺土地区画整理事業	145,700			
計	339,000			





## 令和6年度いわき市卸売市場事業特別会計予算

令和6年度いわき市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ393,374千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		192,138
	1 使用料	192,138
2 繰入金		66,918
	1 他会計繰入金	66,918
3 諸収入		134,318
	1 市預金利子	1
	2 雑入	134,317
歳 入	合 計	393,374

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 卸売市場費		355,348
	1 卸売市場費	355,348
2 公債費		37,526
	1 公債費	37,526
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	393,374

## 令和6年度いわき市競輪事業特別会計予算

令和6年度いわき市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,064,542千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 競輪事業収入		32,564,666
	1 競輪事業収入	32,564,666
2 財産収入		2,225
	1 財産運用収入	2,225
3 繰入金		239,668
	1 基金繰入金	239,668
4 繰越金		270,000
	1 繰越金	270,000
5 諸収入		987,983
	1 市預金利子	1
	2 雑入	987,982
歳 入	合 計	34,064,542

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 競輪事業費		33,564,541
	1 競輪総務費	859,798
	2 競輪開催費	32,704,743
2 諸支出金		1
	1 地方公共団体金融機構納付 金	1
3 繰出金		300,000
	1 他会計繰出金	300,000
4 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出	合 計	34,064,542



## 令和6年度いわき市温泉給湯事業特別会計予算

令和6年度いわき市の温泉給湯事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ285,838千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業収入		101,801
	1 使用料	101,798
	2 手数料	3
2 財産収入		14
	1 財産運用収入	14
3 繰入金		169,698
	1 基金繰入金	77,190
	2 一般会計繰入金	92,508
4 繰越金		14,280
	1 繰越金	14,280
5 諸収入		45
	1 市預金利子	1
	2 雑入	44
歳 入	合 計	285,838

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 温泉給湯事業費		280,838
	1 給湯事業費	271,333
	2 浴場事業費	9,505
2 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	285,838

## 第2表 継 続 費

(新 規)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1	温 泉 給 湯 事 業 費	1 給湯事業費	第 1 配湯所配湯設備 改 修 事 業	千円	千円
				149,762	令和6年度 67,392
				令和7年度	82,370



## 令和6年度いわき市川部財産区特別会計予算

令和6年度いわき市の川部財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ332千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

いわき市川部財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之





# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		257
	1 財産運用収入	255
	2 財産売却収入	2
2 繰入金		72
	1 基金繰入金	72
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	332

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		283
	1 管理会費	283
2 財産費		29
	1 財産管理費	29
3 予備費		20
	1 予備費	20
歳 出	合 計	332

## 令和6年度いわき市常磐湯本財産区特別会計予算

令和6年度いわき市の常磐湯本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,252千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

いわき市常磐湯本財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		4,232
	1 財産運用収入	4,229
	2 財産売払収入	2
	3 手数料	1
2 繰入金		4,390
	1 基金繰入金	4,390
3 繰越金		628
	1 繰越金	628
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	9,252

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		470
	1 管理会費	470
2 財産費		6,782
	1 財産管理費	6,782
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	9,252

## 令和6年度いわき市磐崎財産区特別会計予算

令和6年度いわき市の磐崎財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,355千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

いわき市磐崎財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之





# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		1,344
	1 財産運用収入	1,179
	2 財産売払収入	165
2 繰入金		7,911
	1 基金繰入金	7,911
3 繰越金		98
	1 繰越金	98
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	9,355

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		631
	1 管理会費	631
2 財産費		8,684
	1 財産管理費	8,684
3 予備費		40
	1 予備費	40
歳 出	合 計	9,355

## 令和6年度いわき市澤渡財産区特別会計予算

令和6年度いわき市の澤渡財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,320千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

いわき市澤渡財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		5,154
	1 財産運用収入	5,152
	2 財産売払収入	2
2 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
3 繰越金		164
	1 繰越金	164
4 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳 入	合 計	5,320

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		1,112
	1 管理会費	1,112
2 財産費		4,058
	1 財産管理費	4,058
3 予備費		150
	1 予備費	150
歳 出	合 計	5,320

## 令和6年度いわき市田人財産区特別会計予算

令和6年度いわき市の田人財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,983千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

いわき市田人財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之





# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 県支出金		156
	1 県補助金	156
2 財産収入		259
	1 財産運用収入	257
	2 財産売払収入	2
3 繰入金		2,229
	1 基金繰入金	2,229
4 繰越金		337
	1 繰越金	337
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		2,983

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		701
	1 管理会費	701
2 財産費		2,232
	1 財産管理費	2,232
3 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出	合 計	2,983

## 令和6年度いわき市川前財産区特別会計予算

令和6年度いわき市の川前財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,957千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

いわき市川前財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		10,099
	1 財産運用収入	10,097
	2 財産売払収入	2
2 繰越金		87
	1 繰越金	87
3 諸収入		3,771
	1 預金利子	1
	2 受託事業収入	3,769
	3 雑入	1
歳 入	合 計	13,957

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		658
	1 管理会費	658
2 財産費		13,199
	1 財産管理費	9,380
	2 受託事業費	3,819
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	13,957

# 企 業 会 計





## 令和6年度いわき市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度いわき市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

### 1 水道事業

(1) 給水件数	147,035件
(2) 年間総給水量	33,605,801m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	92,071m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 基幹浄水場連絡管整備事業	361,579千円
イ 老朽管更新事業	4,595,699千円

### 2 簡易水道事業

(1) 給水件数	1,702件
(2) 年間総給水量	396,864m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	1,087m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 老朽管更新事業	32,585千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		9,382,933千円
第1項 営業収益		8,761,722千円
第2項 営業外収益		619,331千円
第3項 特別利益		1,880千円
第2款 簡易水道事業収益		225,777千円
第1項 営業収益		96,601千円
第2項 営業外収益		129,176千円

	支	出
第1款 水道事業費用		8,809,541千円
第1項 営業費用		8,415,793千円
第2項 営業外費用		343,738千円
第3項 特別損失		10千円
第4項 予備費		50,000千円
第2款 簡易水道事業費用		315,861千円
第1項 営業費用		299,756千円
第2項 営業外費用		6,105千円
第3項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,962,154千円は過年度分損益勘定留保資金4,153,375千円、当年度分損益勘定留保資金1,069,022千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額460,118千円及び繰越利益剰余金処分額279,639千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入		3,725,595千円
第1項 企業債		2,937,700千円
第2項 工事負担金		181,657千円
第3項 水道整備負担金		110千円
第4項 国庫補助金		226,661千円
第5項 他会計負担金		69,033千円
第6項 固定資産売却代金		17,964千円
第7項 他会計出資金		292,470千円
第2款 簡易水道事業資本的収入		89,182千円
第1項 他会計出資金		89,182千円

	支	出
第1款 水道事業資本的支出		9,567,042千円
第1項 建設改良費		7,344,369千円
第2項 企業債償還金		2,152,673千円
第3項 予備費		70,000千円

第2款 簡易水道事業資本的支出	209,889千円
第1項 建設改良費	97,826千円
第2項 企業債償還金	92,063千円
第3項 予備費	20,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	中部配水池 新設工事	千円 2,526,079	6	千円 189,498
				7	631,918
				8	635,778
				9	750,571
				10	318,314
		(重)小名浜 南富岡配水管 (第265-5号外) 整備工事	247,300	6	99,262
				7	148,038
		(重)錦町配水管 (第312-57号外) 整備工事	130,463	6	34,386
				7	96,077
		山玉浄水場 非常用自家発電 設備新設工事	792,550	6	10,120
				7	156,970
				8	625,460

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設用地賃借料 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和8年度まで	62千円
老朽管更新事業 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和7年度まで	748,000千円
耐震診断委託 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和7年度まで	94,042千円
工事監理業務委託 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和8年度まで	4,840千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
基幹浄水場 連絡管 整備事業	千円 139,200	1 借入先 政府、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和6年度 ただし、企業財政の 都合により、起債額の 全部又は一部を翌年度 に繰延べて借り入れる ことができる。	3.5% 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金について は、その融資条件に より、銀行、その他 の場合には、その債 権者と協定するところ による。 ただし、企業財政 の都合により、据置 期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰 上償還又は低利に借 り換えることができ る。
老 朽 管 更 新 事 業	2,563,100			
災 害 対 策 事 業	235,400			
計	2,937,700			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |               |             |
|---------------|-------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 1,382,178千円 |
| (2) 交 際 費     | 200千円       |

(他会計からの補助金)

第11条 事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、501,523千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 繰越利益剰余金のうち279,639千円は、次のとおり処分するものと定める。

- |               |           |
|---------------|-----------|
| (1) 減 債 積 立 金 | 279,639千円 |
|---------------|-----------|

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、60,000千円と定める。

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之



## 令和6年度いわき市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度いわき市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 工業用水道事業

(1) 給水件数	9件
(2) 年間総給水量	3,624,450m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	9,930m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		315,258千円
第1項 営業収益		202,455千円
第2項 営業外収益		112,802千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		255,921千円
第1項 営業費用		248,760千円
第2項 営業外費用		2,160千円
第3項 特別損失		1千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額63,040千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,640千円及び繰越利益剰余金57,400千円で補填するものとする。）。

	支	出
第1款 工業用水道事業資本的支出		63,040千円
第1項 建設改良費		62,040千円
第2項 予備費		1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設用地賃借料 (令和6年度設定分)	令和6年度から 令和8年度まで	12千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 16,367千円

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之



## 令和6年度いわき市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度いわき市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	700床
(2) 年 間 患 者 数	
ア 入 院	176,295人
イ 外 来	225,990人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
ア 入 院	483人
イ 外 来	930人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 有 形 固 定 資 産 購 入 事 業	671,159千円
イ リ ー ス 資 産 購 入 事 業	140,297千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	24,194,097千円
第1項 医業収益	19,787,345千円
第2項 医業外収益	4,233,091千円
第3項 看護専門学校収益	166,898千円
第4項 特別利益	6,763千円
	支 出
第1款 病院事業費用	24,478,307千円
第1項 医業費用	23,380,815千円
第2項 医業外費用	882,764千円
第3項 看護専門学校費用	184,498千円
第4項 特別損失	230千円
第5項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,583,139千円は、過年度分損益勘定留保資金2,581,635千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,504千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,706,712千円
第1項 企業債		626,200千円
第2項 出資金		4,606千円
第3項 負担金		1,017,101千円
第4項 他会計補助金		36,660千円
第5項 貸付金返還金		144千円
第6項 寄附金		22,000千円
第7項 基金繰入金		1千円
	支	出
第1款 資本的支出		4,289,851千円
第1項 建設改良費		814,206千円
第2項 企業債償還金		1,868,976千円
第3項 貸付金		74,664千円
第4項 投資		1,500,000千円
第5項 その他資本的支出		22,005千円
第6項 予備費		10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器 整備事業	千円 626,200	1 借入先 政府、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和6年度 ただし、企業財政の 都合により、起債額の 全部又は一部を翌年度 に繰延べて借り入れる ことができる。	3.5% 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金について は、その融資条件に より、銀行、その他 の場合には、その債 権者と協定するところ による。 ただし、企業財政 の都合により、据置 期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰 上償還又は低利に借 り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用と第2項医業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 10,080,075千円  
(2) 交際費 823千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、37,036千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,587,396千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械	放射線科情報システム更新	一 式
器 械	X 線 画 像 読 取 装 置	3 台
器 械	いわき市職員ポータル用機器更新	一 式
器 械	乳 房 撮 影 装 置	1 台
器 械	新 生 児 用 人 工 呼 吸 器	2 台
器 械	ツリウムレーザー手術装置	1 台
器 械	鋼 製 小 物 セ ッ ト	一 式
器 械	マルチスキャンレーザー光凝固装置	1 台

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

## 令和6年度いわき市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度いわき市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	81,811戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	25,909,604m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	70,985m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管 渠 建 設 事 業	1,615,650千円
イ ポ ン プ 場 建 設 事 業	980,035千円
ウ 処 理 場 建 設 事 業	1,343,599千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中の林城ポンプ場施設撤去工事等157,000千円の財源に充てるため、企業債77,000千円を借り入れる。

	収	入
第1款 下水道事業収益		10,281,906千円
第1項 営業収益		6,803,582千円
第2項 営業外収益		3,478,323千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		9,707,174千円
第1項 営業費用		8,912,939千円
第2項 営業外費用		631,934千円
第3項 特別損失		157,301千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,675,210千円は、過年度分損益勘定留保資金143,392千円、当年度分損益勘定留保資金2,943,760千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額176,028千円、繰越利益剰余金処分額95,979千円及び当年度利益剰余金処分額316,051千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		4,412,437千円
第1項 企業債		2,719,500千円
第2項 他会計出資金		600,628千円
第3項 他会計負担金		5,077千円
第4項 国庫補助金		1,026,311千円
第5項 県補助金		7,700千円
第6項 負担金等		53,221千円
	支	出
第1款 資本的支出		8,087,647千円
第1項 建設改良費		3,945,401千円
第2項 固定資産購入費		10,066千円
第3項 企業債償還金		4,131,180千円
第4項 予備費		1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	小名川ポンプ場 自動除塵機設備 改築 No. 1、No. 2 (機械・電気)事業	千円 340,000	6	千円 102,000
				7	238,000
		平蔵塚ポンプ場 耐震耐水補強工事	350,000	6	105,000
				7	245,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水洗トイレ改造資金利子補給 補助金(令和6年度貸付分)	令和6年度から 令和10年度まで	借入期間中における融資残高に つき約定利率により計算した利 子相当額
水洗トイレ改造資金損失補償 (令和6年度貸付分)	令和6年度から 令和11年度まで	融資元本の最終償還期限後契約 に基づく期限を経過してもなお 元本及び遅延利子の全部又は一 部が回収されなかった場合にお ける当該回収されなかった金額
北部処理区浄化センター等 運転管理業務委託	令和6年度から 令和9年度まで	1,469,545千円
下水道台帳デジタル化業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	200,000千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道 建設事業	千円 2,229,500	1 借入先 政府、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和6年度 ただし、企業財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費 平準化債	490,000			
公営企業 施設等 整理債	77,000			
計	2,796,500			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。



(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 452,704千円

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金95,979千円及び当年度利益剰余金316,051千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減 債 積 立 金 412,030千円

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之



## 令和6年度いわき市地域汚水処理事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度いわき市地域汚水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	2,774戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	672,019m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	1,841m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管 渠 建 設 事 業	3,168千円
イ 処 理 場 建 設 事 業	11,902千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 地域汚水処理事業収益	163,109千円
第1項 営 業 収 益	101,039千円
第2項 営 業 外 収 益	62,069千円
第3項 特 別 利 益	1千円
	支 出
第1款 地域汚水処理事業費用	175,439千円
第1項 営 業 費 用	169,911千円
第2項 営 業 外 費 用	518千円
第3項 特 別 損 失	10千円
第4項 予 備 費	5,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的支出額16,070千円は、引継金で補填するものとする。)

	支	出
第1款 資本的支出		16,070千円
第1項 建設改良費		15,070千円
第2項 予備費		1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款地域汚水処理事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

令和6年2月15日提出

いわき市長 内田 広之

## 令和6年度いわき市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度いわき市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	1,107戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	286,667m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	785m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管 渠 建 設 事 業	17,523千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 農業集落排水事業収益	303,398千円
第1項 営業収益	45,759千円
第2項 営業外収益	257,638千円
第3項 特別利益	1千円
	支 出
第1款 農業集落排水事業費用	320,889千円
第1項 営業費用	276,557千円
第2項 営業外費用	39,282千円
第3項 特別損失	50千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額90,968千円は、過年度分損益勘定留保資金27,667千円及び当年度分損益勘定留保資金63,301千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資 本 的 収 入		101,544千円
第1項 他 会 計 出 資 金		99,544千円
第2項 分 担 金 等		2,000千円
	支	出
第1款 資 本 的 支 出		192,512千円
第1項 建 設 改 良 費		17,523千円
第2項 企 業 債 償 還 金		173,989千円
第3項 予 備 費		1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

令和6年2月15日提出

いわき市長 内 田 広 之

